

和光市地域公共交通検討支援業務委託仕様書

1 委託する業務の名称

和光市地域公共交通検討支援業務

2 業務の目的

本市では平成5年より市内循環バスを運行しており、これまで数回の運行計画変更を経て、令和2年4月より新たな計画に基づき運行しているところである。

一方で高齢化や需要の多様化、また市内の区画整理事業の進捗等に伴い、日頃より多くの要望が提出されており、これらの要望を満たすためには、循環バスによる運行のみでは不十分であり、今後は市内の地域公共交通について総合的な見直し検討を行う必要がある。

本業務では、市内地域公共交通網の現状・課題・ニーズ等を把握・整理し、実情に応じた公共交通体系の構築や交通サービスの利便性向上を図り、持続可能な地域公共交通とするため、令和3年度末の「和光市公共交通計画」策定へ向けた事前調査や会議運営のサポートを行う。

3 業務を委託する期間

契約日 から 令和3年3月31日まで

4 委託する業務の内容

(1) 地域特性及び公共交通の現状と課題の把握

和光市の地域特性に加えて、既存の公共交通の運行状況や利用状況に係る現状把握のため調査を行う。

(2) 関係者意向調査及び問題点の抽出

① 交通事業者及び有識者等へのヒアリング調査

和光市に関係する交通事業者(バス会社・タクシー会社・鉄道会社・シェアサイクル事業者等)、有識者等への聞き取り調査を行い、現状の課題や問題点、地域公共交通の留意すべき点等を把握する。

② 住民向けアンケートの検討

市内公共交通に対する住民ニーズや利用状況、費用負担等についての住民意識を把握するため、アンケート調査の概要について検討を行う。なお、検討にあたっては、道路安全課において過去に実施したアンケートや他部局のアンケート結果等を参考に、調査項目等を検討する。

(3) 市内循環バス利用状況調査

市内循環バス各コースのOD調査を実施するとともに、利用者へのインタビュー調査を実施する(平日、土曜日、日曜日各1回実施予定)

(4) 公共交通に関する課題整理

関係者へのヒアリング等の調査結果をもとに和光市の公共交通が抱える問題点を整理、今後、対応が必要となる課題を抽出・検討する。

(5) 地域公共交通計画の策定に向けた、次年度調査項目等の提案

本年度の調査結果をもとに、「和光市公共交通計画」の策定に向け、令和3年度において実施すべき調査や検討課題についての提案を行う。

(6) 分科会・協議会運営支援

会議の資料作成、議事録作成など、事務局の運営を支援する。(年2~3回を予定)

(7) 市民向け勉強会・ワークショップ運営支援

市民を対象とした公共交通に関する勉強会やワークショップの開催に際しては資料作成、議事録作成など、事務局の運営を支援する。(年1回を予定)

(8) 報告書の作成

以上の検討結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

5 成果品

(1) 報告書(3部)

(2) 上記報告書の電子データ 1式

(3) 打合せ議事録

6 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成した上で、市に提出すること。

また、業務を円滑に遂行するため、逐次担当部署と連絡調整を行うこと。

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、完了検査後、受託者の請求により一括での支払いとする。

8 著作権等

- (1) 成果品の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、市及び受託者の双方に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果品については市の承諾なしには、他のいかなるものに対してもそれを閲覧に供し、複写及び譲渡、又は提供してはならない。

9 個人情報の保護及び適正管理

個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

10 特機事項

- (1) 受託者は、契約書及び仕様書に基づき、常に市と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。
- (2) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する費用は全て受託者の負担とする。
- (3) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて使用してはならない。
- (4) 業務が完了し、成果品の引渡し後、内容に不備や不完全等が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。
- (5) その他、仕様書に定めのない事項については、その都度、和光市と受託者双方の協議の上、定める。